横手市資金管理会議要綱

(設置)

第1条 横手市の公金管理を適切に行うため、横手市資金管理会議(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 会議は、公金管理に関して次の事項を検討する。
 - (1) 資金管理運用方針の策定と見直し
 - (2) 各年度における資金の運用計画
 - (3) 危機管理対応

(構成)

- 第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 副市長
 - (2) 会計管理者
 - (3) 総務企画部長
 - (4) 財務部長
 - (5) 財政課長
 - (6) 各基金所管課長
 - (7) 各預託金所管課長
 - (8) 病院事業企画経営課長
 - (9) 上下水道事業経営管理課長
 - (10) 前各号に掲げるもののほか必要と認める職員

(座長)

第4条 会議に座長を置き、会計管理者がこれを務める。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、会計課におく。

附則

- この要綱は、平成18年5月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。